

IP 時代における電気通信番号の在り方に関する研究会
ワーキンググループ（第 5 回）議事要旨

1 日 時

平成 17 年 10 月 25 日（火）15:00～17:30

2 場 所

総務省 低層棟 1 階 第 1 会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 構成員

相田 仁（リーダー）、荒本 和彦（代理 吉田 寿義）、粟野 友文、大熊 博之
（代理 江口 敏一）、加藤 朗、加藤 義文、川上 順久（代理 可知 純夫）、
川西 素春、川村 正道、小出 利一、佐野 晋、澤田 和良、清水 博一、白澤
進、内藤 郁夫、中村 泰士、西川 嘉之、藤岡 雅宣、（代理 小田 稔周）、堀
内 泰樹、丸林 憲一、山田 博（以上 21 名）

(2) 総務省

渡辺電気通信技術システム課長、門馬番号企画室長、富岡事業政策課課長補佐、吉
田番号企画室課長補佐、上野番号企画係長、藤原番号管理係長

(3) オブザーバー

横浜市総務局 IT 活用推進部電子市役所推進担当（齋田課長、平沼係長同席）

4 議 事

(1) 構成員の変更

今回から、市来裕教構成員が川上順久構成員に交代し、西和雅構成員が丸林憲一構
成員に交代することが報告された。

(2) 第 4 回ワーキンググループ議事要旨の確認

資料 WG 5 - 1 により承認された。

(3) 行政に対する問い合わせ用番号について

行政問合せ窓口への 1 X Y 番号の付与について

粟野構成員から、資料 WG 5 - 2 に基づき説明が行われた。

行政コールセンタへの 1 X Y 付与について

小出構成員から、資料 WG 5 - 3 に基づき説明が行われた。

行政に対する問合せ用番号（1 X Y）について

西川構成員から、資料 WG 5 - 4 に基づき説明が行われた。

行政に対する問い合わせ用 1 X Y 番号について

総務省から、資料WG 5 - 5 に基づき説明が行われた。

引き続き行われた議論の概要は、以下のとおり。

- ・ 番号を割り当てる自治体の単位（例：都道府県と市町村）と、番号の用途を事前に明確にしておく必要がある。
- ・ 横浜市と同様のシステムを考えている他の自治体の数を把握する必要があるが、コールセンタ設置の有無に関わらず、既存の代表番号に着信させることも考えられる。
- ・ 市外局番が複数の市町村にまたがっている場合など、利用者の居住区に対応する行政機関へ確実に着信させるための手段については、網改修の程度と利用者のダイヤル操作の利便性の双方から検討する必要がある。
- ・ 利用者のダイヤル操作については、3桁の番号をかけた後にガイダンスに従う方法と、市外局番に3桁の番号を組み合わせる方法が考えられるが、前者は利便性上で課題が生じ、後者は市外局番と行政区域が必ずしも一致しない課題がある。

これらの意見をふまえ、次回以降のワーキンググループにて引き続き検討されることになった。

(4) F M C の電気通信番号について

F M C サービスの特徴と F M C サービス用番号に関する議論のポイント等について
吉田構成員代理から、資料WG 5 - 6 に基づき説明が行われた。

想定される F M C サービスの実現形態と番号検討にあたっての論点について

栗野構成員から、資料WG 5 - 7 に基づき説明が行われた。

F M C における電気通信番号の在り方についての意見

加藤義文構成員から、資料WG 5 - 8 に基づき、V o I P 推進協議会の意見をふまえた説明が行われた。

IP 時代における電気通信番号の在り方に関する研究会への F M C に関する意見

可知構成員代理から、資料WG 5 - 9 に基づき説明が行われた。

F M C に係るシステムイメージに関するコメント

川西構成員から、資料WG 5 - 10 に基づき説明が行われた。

F M C サービスと番号について（案）

澤田構成員から、資料WG 5 - 11 に基づき説明が行われた。

F M C における電気通信番号の在り方に関する提案

西川構成員から、資料WG 5 - 12 に基づき説明が行われた。

F M C に係る電気通信番号の在り方に関する意見募集の結果

総務省から、資料WG 5 - 13 に基づき、F M C に係る電気通信番号の在り方に関

する意見募集の結果について説明が行われた。

また、引き続き行われた議論の概要は、以下のとおり。

- ・ I T U勧告に基づくU P T (0 6 0 番号) は使用状況が芳しくないようだが、これをF M C用番号の候補の一つとして考えるということについては、概ね異論がないようである。
- ・ ワンナンバーサービス(着信)より、発I Dをどうするかが難しい論点。着信番号と同じ発I Dとなることが望ましいが、他方、P S T Nから0 9 0や0 8 0が発I Dとして表示されるのも考えにくい。P S T Nから発信するとき、交換機側で発I Dの正当性をどう認証していくかが課題。
- ・ F M Cのイメージとして「着信側の望むところに着信する」というものが多いが、ワンナンバー着信が可能なU P Tサービスと(I T U勧告の要件を充たさなければならぬという以外で) どのような概念の違いがあるか。
- ・ U P TとF M Cを比較すると、U P Tは端末を選ばずに発着信できるのに対し、F M Cでは固定についてはどこでも、というわけではなく概ね自宅や会社での使用を想定しているようである。
- ・ 個人ユーザが、現在考えられているF M Cにて実際どのような利便性を得られるのか、といった点が重要な視点ではないか。

F M Cアドホックグループの開催について(案)

総務省から、資料W G 5 - 1 4に基づき、アドホックグループの開催について説明が行われた。アドホックグループの公開についての質問に対し、本アドホックグループは議論する場ではなく今回頂いた意見を整理、分析するための作業が中心となることもあり、非公開で行いたい旨の回答がなされた後、全構成員から承認された。

(5) 短桁番号「116」の優位性に関するユーザアンケート調査の実施について

西川構成員から、資料W G 5 - 1 5に基づき、ユーザーアンケート実施の提案がなされた。

引き続き行われた意見交換の概要は、以下のとおり。

- ・ ニュートラルな形で、本質的なところがアンケートの結果として導き出されるような形での実施を望む。アンケートの仕方によって回答が誘導されることのないよう配慮すべき。
- ・ 出した結果を構成員が同意できなければ実施する意味が全くないので、その点十分注意して行いたい。会合終了後すぐにメールで質問票について検討いただきたいが、客観性を高めるために、学識経験者からのアドバイス等検討したい。

- ・ 総務省が行っている電気通信サービスモニター調査では、今回の検討に間に合わせる事が困難であった。今回、日本テレコムから提案があったことで、日本テレコムから提出する資料として調査していただき、従って調査会社の選定についても、先の意見のとおり構成員の合意を前提とすることが望ましいが、同社が主体となる。
- ・ メールベースの議論で詳細のすりあわせが可能なのが危惧している。
- ・ 調整しきれない部分については、適宜関係者の方に集まって頂くことも可能。
- ・ 本件のスケジュールに関し、研究会のスケジュール自体を12月中旬に確定するのではなく、もう少し柔軟に考えても良いのではないか。

最後に、相田リーダーより、本アンケートの詳細について日本テレコムからできるだけ速やかに提案を行い、主としてメールにて構成員同士で議論を行った上でアンケートの実施をお願いする旨の発言がなされ、アンケートの実施について承認された。

- (6) インターネット電話への転送について
 インターネット電話への転送について
 吉田構成員代理から、資料WG5-16に基づき説明が行われた。
 インターネット電話への転送について
 粟野構成員から、資料WG5-17に基づき説明が行われた。
 公衆インターネット網への転送に関するコメント
 西川構成員から、資料WG5-18に基づき説明が行われた。

また、引き続き行われた議論の概要は、以下のとおり。

- ・ 転送に関する問題点について、トーカーを入れれば全て解決されるというものではないのではないか。
- ・ トーカーの有効性と、サービスへの影響の観点から検討すべき。
- ・ 発信者IDのなりすまし等考えられるので、発信者番号の設定には慎重な検討を要する。
- ・ 本件の転送は、既存の管理された網内で一旦着信してからの転送というイメージであり、資料WG5-16の「回線を終端せずネットワーク転送」形態(以下、スルー方式という。)は別サービスにあたるのではないか。
- ・ スルー方式に番号を付与することになれば、実質インターネット電話へ番号を付与することになることにならないか。
- ・ 転送元の網については、PTSN、050IP電話、携帯電話、PHS、それぞれ可能性として考えられる。

- ・ 各国が自国内での利用のために規定する E . 1 6 4 番号を、インターネット網を使い、国外へ着信することには問題が生じる恐れがあり、今後 S G 2 の中で議論になるだろう。

本件については引き続き次回以降、意見を頂いて検討を進めることとなった。

(7) 次回会合スケジュールについて

- ・ 次回のワーキンググループ会合（第6回）は、11月下旬～12月上旬を予定しており、詳細については別途連絡することとなった。

以上